**平成２１年（フ）第１５３０号**
横浜市中区本牧和田34番１―708号
債務者　坂内　英二
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第３１４号**
青森市幸畑５丁目14番２号　市営住宅幸畑第５団地２－８
債務者　太田　健一
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第１５３５号**
横浜市瀬谷区宮沢１丁目55番地19　ハイツスザキ201
債務者　西井　寿生
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２２９号**
神奈川県座間市相模が丘４―56―22―201、住民票上の住所神奈川県座間市相模が丘６丁目34番２―301号　エステ・スクエア小田急相模原ステージⅡ
債務者　小島　史子
1　決定年月日時　平成21年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第５７号**
石川県加賀市山代温泉北部３丁目92番地１メゾン・ド・エクセル103号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉桜町２丁目119番地
債務者　畦地　知子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月27日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２１年（フ）第１０１号**
静岡県富士市富士見台２丁目７番地　市営住宅４棟504号
債務者　町村　壽顯
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

**平成２１年（フ）第１０２号**
静岡県富士市富士見台２丁目７番地　市営住宅４棟504号
債務者　町村　淳子
1　決定年月日時　平成21年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

**平成２１年（フ）第１８１号**
愛知県豊川市小桜町89番地　豊徳寮106号
債務者　マキヤマ　シルビア　レジナ　コダマ
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月31日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月17日午前11時10分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第６２２号**
東京都八王子市長沼町58番地237真家ハイツ
債務者　沼袋　稔一
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月３日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２１年（フ）第１２７５号**
横浜市港北区日吉５丁目11番１号　パインクレスト日吉101
債務者　若林　裕子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月３日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第６４号**
熊本県八代市千丁町古閑出1218番地１
債務者　岩田賢太郎
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第６８号**
熊本県八代市鷹辻町４番85号
債務者　緒方　好次
1　決定年月日時　平成21年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月４日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

**平成２１年（フ）第１１２号**
栃木県小山市東城南２丁目24番地４　ラウンディッドヒル202号室
債務者　アナスコリカルドこと　アナスコ　トレス　リカルド　マルティン
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月15日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

**平成２１年（フ）第１２０号**
山口県周南市周陽２丁目２番20―203号
債務者　坂岡　了二
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

**平成２１年（フ）第１２１号**
山口県周南市周陽２丁目２番20―203号
債務者　坂岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部